
第2章 戦略の基本的事項

第1節 策定の目的

第2節 戦略の位置付け

第3節 対象区域

第4節 計画期間

第1節 策定の目的

平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」において、都道府県及び市町村は地域レベルで生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための生物多様性地域戦略の策定に努めることとされました。

本県は、これまで、「群馬県希少野生動植物保護対策推進会議」の設置や「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の制定などにより、県内の自然環境の保全に取り組んできました。また、「群馬県レッドデータブック」の発刊により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の普及啓発に努めてきました。

今後、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくために、多様な主体が共有できる基本的な計画が必要となります。

そこで、本県の生物多様性地域戦略として「生物多様性ぐんま戦略」を策定することとしました。

第2節 戦略の位置付け

この戦略は、「生物多様性基本法」第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略です。本県の最上位計画である「第15次群馬県総合計画」を踏まえ、環境分野の最上位計画である「群馬県環境基本計画2016-2019」に基づく個別基本計画です。

第3節 対象区域

この戦略の対象区域は、本県全域とします。

第4節 計画期間

この戦略は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし、「第15次群馬県総合計画」や「群馬県環境基本計画2016-2019」の見直しを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

第3章 目標と基本戦略

第1節 基本理念と戦略目標

第2節 基本戦略

第3節 施策の方向性

第1節 基本理念と戦略目標

1 基本理念

本戦略の基本理念は以下のとおりです。

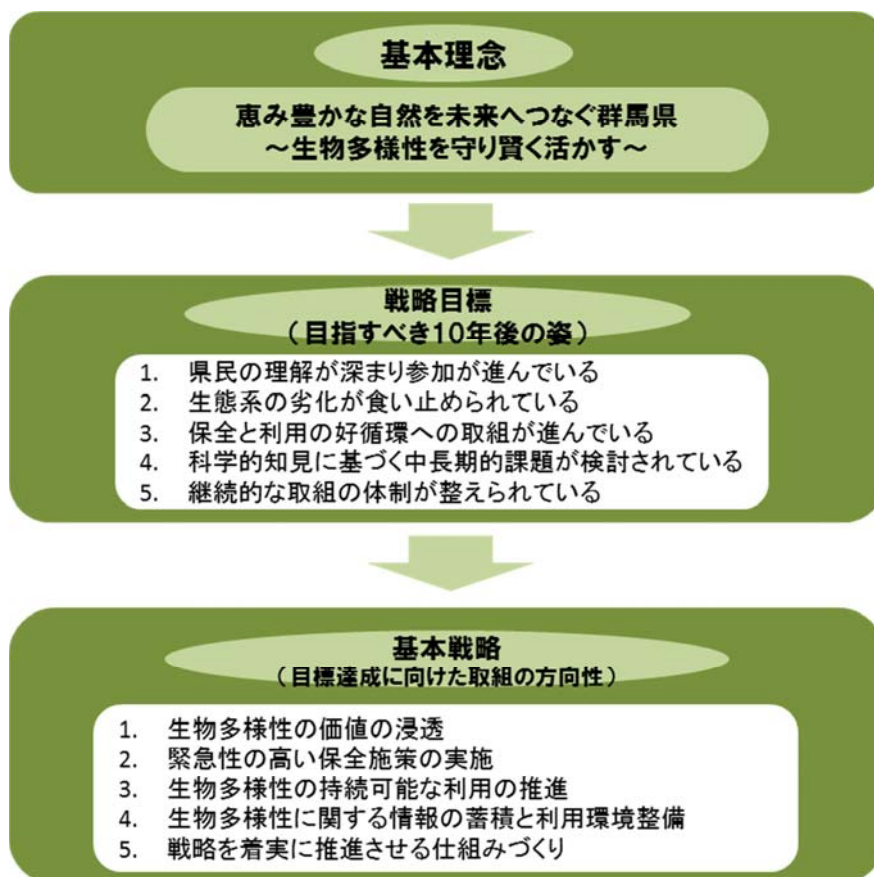
恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県

～生物多様性を守り賢く活かす～

県内の各地に存在する個性豊かな自然環境とそれによって育まれてきた文化や産業は、地域の魅力を形づくる「地域の宝」と言えます。「地域の宝」は、日々の暮らしの中に根付いているため、地域住民にとっては、当たり前のように存在するものであるかもしれませんが、しかし、普段、触れることのない人々には、魅力的に感じられることもあります。

人口減少社会にあって、今後も県民が豊かな生活を享受するためには、自然の恵みである「地域の宝」を再認識し、保全しながら利用を進めていくことが、本県における生物多様性の保全と利用の好循環を促し、豊かな自然を未来につないでいくこととなります。

本戦略では、生物多様性を保全しつつ、県民の理解を深めて持続可能な形での利用を進めることにより、地域の活力増進に結び付けていくことを目指します。



2 戦略目標

基本理念に基づき、本戦略で目指す10年後の姿を以下のとおりとします。

●戦略目標1 県民の理解が深まり参加が進んでいる

生物多様性が私たちの暮らしに関係しているという認識が広がることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用への取組に対する理解が深まり、生物多様性に配慮した商品・サービスの価値も一層高まると考えられます。

県民一人ひとりが生物多様性と暮らしの関わりやその価値を認識して、様々な立場から生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて自発的に行動・参加する状態を目指します。

●戦略目標2 生態系の劣化が食い止められている

本県の生物多様性は人的負荷や管理不足に加え、侵略的外来種^{*15}や鳥獣害等の様々な問題に直面しています。一度失われた生物多様性の回復は非常に多くの時間と労力がかかります。また、絶滅してしまった種を取り戻すことはできません。生物多様性がこれ以上劣化しないようにすることは、「戦略目標3」で述べる保全と利用の好循環創出の前提条件でもあります。

県では、生物多様性の劣化要因を一定水準に抑え、劣化の深刻度及び保全の緊急性の高い生態系・生物種は優先的に対策が講じられ、危機的状況が回避されていることを目指します。

●戦略目標3 保全と利用の好循環への取組が進んでいる

本県の生物多様性を保全し将来世代に引き継ぐためには、保全の取組を継続的に実施する必要があります。そのためには、人々にも無理のない仕組みでなければ長期的に継続することは難しくなります。

本県では、生物多様性を持続可能な形で利用し、地域経済に貢献するような仕組みを作ることで、県民理解を深めて保全が一層進むという、保全と利用の好循環を生み出す仕組みを創出していくことを目指します。

保全と利用の好循環が創出されれば、人材や資金の不足といった問題にも同時に対処できるものと期待されます。例として、エコツーリズムや環境保全型農業が挙げられますが、多様な利用方法が地域において検討され、試行される状態を目指します。

*15:【侵略的外来種】人間の活動によって本来生息していなかった地域に入ってきた生物を外来種と言います。侵略的外来種は、外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与える種を特に指します。例えば、オオクチバス（ブラックバス）は北米原産の淡水魚ですが、日本各地の河川や湖沼で繁殖し、旺盛な食欲でもとといた生きものを食べてしまう、生息環境を奪ってしまうなどの影響が問題となっています。

●戦略目標 4 科学的知見に基づく中長期的課題が検討されている

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組は、生物多様性の状態を定期的に調査(モニタリング)しながら随時見直すという進め方(順応的管理^{*16})が求められます。

県は、モニタリングの実施によって得た生物多様性に関する情報の整備を行い、保全と利用の取組が随時見直されている状態を目指します。

また、県だけでなく生物多様性に関わる多様な主体が、必要に応じて生物多様性に関する情報を利用し、それぞれの取組に活用できるような仕組みを整備します。

そして、科学的知見を活用しつつ、人口減少社会の進行に備え、野生動物との共生とすみ分けのあり方について、土地利用の見直しを含めた将来的な保全のあり方について検討が開始されることを目指します。

●戦略目標 5 継続的な取組の体制が整えられている

生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域の実情に合わせて実施することが望まれますが、地域のみでの取組では協力体制も限られます。

また、保全と利用の好循環を生み出すためには、多様な分野(農林業関係、観光関係、教育関係、自然保護関係など)の多様な主体(県民、民間団体、事業者、専門家、市町村、県)からの協力も必要になります。

そこで、県内各地の関係者間で情報交換が活発化し、人的ネットワークが拡大・強化されている状態を目指します。

また、生物多様性の保全と利用の好循環創出に向け、地域において「地域の宝」となる自然環境などを発掘し、利用方法を話し合う場が設置されていることを目指します。

*16:【順応的管理】常に自然環境の変化をモニタリングしながら、変化に応じて対応を取るという保全管理手法です。自然環境はすべてを把握することが困難であり、常に変化しているため、予測が困難なことから、順応的管理が重視されています。

第2節 基本戦略

戦略目標を達成するための取組の方向性は以下のとおりです。

●基本戦略1 生物多様性の価値の浸透

生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につなげるためのきっかけづくりを推進し、新たな生活・産業文化として定着させるよう取り組みます。

●基本戦略2 緊急性の高い保全施策の実施

希少野生動植物種の保護や劣化が進む生態系の保全など、緊急性の高い保全施策を着実に実施します。

●基本戦略3 生物多様性の持続可能な利用の推進

「保全と利用の好循環ぐんまモデル」の形成に向けて、地域の活力増進のための持続可能な利用を推進し、生物多様性の保全に貢献します。

●基本戦略4 生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策に役立てられるよう、保全や利用に関する情報を継続的に蓄積する方策を構築し、情報の適正な利用環境の整備に努めます。

●基本戦略5 戦略を着実に推進させる仕組みづくり

生物多様性は多様な分野に関連することから、県民、事業者、民間団体、教育機関、市町村、県などの連携及び情報交換や交流を増やし、戦略の着実な実行を推進します。

第3節 施策の方向性

基本戦略1 生物多様性の価値の浸透

生物多様性は私たちに関わりのあることだと再認識するにより、具体的な行動につながります。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する上で、生物多様性の重要性に対する理解を広げることは不可欠です。

県は、自然とふれあう機会の創出や、生物多様性の理解促進に努めるとともに、情報発信によって多様な主体の行動を促すきっかけづくりを実施します。

また、これまで本県の生物多様性ととも暮らししてきた先人の知恵や地域の文化を大切にしつつ、生物多様性の価値に配慮した生活や産業文化のあり方を模索し、私たちの暮らしに定着させるよう取り組みます。

(1) 施策の方向性

- 子どもの生物多様性への理解を深めることは、ふるさとへの愛着心を育むとともに、将来の地域の生物多様性保全と持続可能な利用につながると考えられます。子どもへの生物多様性に関する学習・体験活動の実施を尾瀬学校等により、一層進めます。
- 生物多様性の理解を広げていくためには、多くの人に関心を持ってもらう工夫が必要です。県内で実施される自然観察会などのイベントを積極的に情報発信し、県民が参加しやすくなるような工夫を行います。
- ビオトープの設置や冬期湛水田などにより、身近な生きものや環境に対する関心を高め、地域住民などが一体となった活動の促進に取り組みます。
- 今後も、水源地、林業県としての役割を果たし、その恩恵を受け続けるために、水や森林の大切さを伝えるイベントなどの実施を進めます。
- 環境学習を推進するため、自然解説ガイドなど、生物多様性の学習に携わる指導者の育成と技術向上に協力します。
- 保全と利用の好循環の観点から、県は山岳ガイドやエコツーリズムガイドの利用を促進するための情報発信を行います。
- 事業者も事業活動において生物多様性から多くの恩恵を受けており、その保全と持続可能な利用への取組を進めることが求められます。県は、各事業者の実情に合わせた取組を検討できるよう、事業活動における生物多様性の意義や、参考となる取組事例を収集し、発信します。
- 私たちは古くから地域の自然、多様な動植物資源を利用し、自然の恵みを得ながら暮らしてきました。生物多様性から恵みを受け続けるための基礎資料とするため、先人の知恵の収集に取り組みます。

(2) 県取組

● 主な取組

① 尾瀬学校【自然環境課】

尾瀬は「自然保護運動の原点」と言われ、自然の宝庫であることから、群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をしてほしいという願いのもと、平成20年度から県内小中学校を対象とした尾瀬学校補助金を創設し、尾瀬学校の実施を推進しています。



② 県立ぐんま昆虫の森における昆虫等の生息環境創出のための里山整備及び自然観察会等の環境教育プログラムの実施【ぐんま昆虫の森】

ぐんま昆虫の森では、昆虫をはじめとする生きものや里山の自然を理解し、生きものや環境への興味を喚起するために園内の整備を行い、里山の生物の生息場所の創出や観察に適した環境を目的とした整備を行っています。

また、園内では自然観察会等のプログラムを実施し、里山環境における生物多様性や自然環境保全などの教育普及を実施しています。

● その他の取組

① 環境学習の推進

- 次世代教育プログラムの実施【自然史博物館】
- 群馬県環境学習等推進行動計画の推進【環境政策課】
- ぐんま環境学校（エコカレッジ）の推進【環境政策課】
- こどもエコクラブへの支援【環境政策課】
- 芳ヶ平湿地群ワイズユース促進【自然環境課】（後掲）
- 木とのふれあい推進事業【林業振興課】
- 小中学生のためのフォレストリースクール【緑化推進課】
- 緑のインタープリター養成【緑化推進課】
- 緑の少年団育成【緑化推進課】
- 教育現場での環境教育の充実【義務教育課・高校教育課】
- 青少年自然体験等事業【生涯学習課】

② 生物多様性に関する情報の発信

- 環境サポートセンターの運営【環境政策課】（後掲）
- 環境ホームページ（ECO ぐんま）の運用【環境政策課】
- 森林学習センターの運営【緑化推進課】
- 緑化センターの運営【緑化推進課】
- 森林ボランティア等推進【緑化推進課】
- 流域下水道施設での地域交流（下水道の日）【下水環境課】
- 文化財の保護【文化財保護課】

基本戦略2 緊急性の高い保全施策の実施

種や生態系は、一度失われると復元が極めて難しく、そのリスク回避は緊急の課題となっています。群馬県レッドデータブック掲載種をはじめとする希少野生動植物種の個体数やそれらの生息・生育地の減少、脆弱な湿地等における生態系の変化など、私たちに恵みをもたらす生物多様性の劣化に対して、積極的な対策が求められます。

保全の緊急性の高い野生動植物に関しては、開発・造成・環境変化による生息・生育地の破壊・減少や採取・捕獲などの種の減少要因を低減させ、種の保護・保全に努めます。

一方、生態系については、保全の緊急性の高い場所の把握をした上で、過剰利用、外来種、鳥獣害などの生態系の危機を引き起こしている要因を低減させ、深刻な危機を未然に防止することに努めます。

また、希少野生動植物種や生態系の保護・保全に当たっては、その種の生息・生育地や生態系だけではなく、その周囲の生態系を人為的な影響からの緩衝地域としてとらえ、流域レベルの地域を視野に入れた上で、生息・生育環境全体での保全を意識した対策の実施を検討します。

(1) 施策の方向性

- 希少野生動植物種を将来にわたり保護していくため、開発による影響の縮小・回避や捕獲・採取の防止などに取り組み、生息・生育地における個体の保護と、生息・生育環境の保全管理を進めていきます。また、県が実施する公共工事においては、施工箇所及びその周辺に希少野生動植物種の生息・生育が確認された場合、現地状況の確認や保護対策の検討を行うなど、工事による影響を抑制するための検討を進めます。
- 県内にある湿地や高山などの重要な生態系においては、その現状や保全の緊急性を把握し、危機を引き起こしている外来種、鳥獣害等への対策を進めていきます。それらの地域のうち、多くの人を訪れる場所については、適正利用を図るための具体的な対策を検討し実施します。
- 外来種は一度定着してしまうと防除が難しい場合があることから、侵入早期での発見やそれ以上拡散させないための対策が重要です。県は、県内に生息・生育する外来種のリストアップやその影響と対策を検討し、地域における外来種の防除に協力します。
- 鳥獣害に関しては、中山間地における農林業被害や尾瀬におけるシカによる植生変化などの対応が喫緊の課題となっています。その背景には、人と野生鳥獣や森林・農地との関わり方の変化、人の生活様式の変化などがあります。そこで、人の生活に影響を及ぼす野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備といった対策だけでなく、関連する大学や NPO 等の団体などと協力して、野生動植物の保護や生態系全体の保全も考慮した対策を検討します。

- 生態系の上位に位置するツキノワグマなどの野生鳥獣は、種子散布をはじめとして、地域の生物多様性に貢献している一方で、農林業被害を及ぼすおそれがあります。そのため、長期的な視野に立って、野生鳥獣との共存に向けて根本的な対策を検討します。
- 生態系には広大な流域から小さな池や水田に至るまで、大小様々なスケールがあり、それらが関係し合いながら環境を維持しています。生物種や生態系の保護・保全に当たっては、特定の場所だけではなく、その周囲を含め、生息・生育環境全体での保全を意識した対策の実施を検討します。
- 河川の水質を改善するため、生活排水対策を促進し、水生生物の生息・生育環境の保全に努めます。
- 河川改修に当たっては、目的である治水機能を確保するとともに、河川が本来有する河川環境及び自然環境面での機能が十分に発揮されるような整備に努めます。
- 森林は木材や林産物を生産する一方で、水源かん養、土砂の流出や崩壊の抑制、二酸化炭素の固定など多様な公益的機能を発揮しています。県では、森林所有者等が実施する間伐などの支援に加え、「ぐんま緑の県民基金事業」などにより、放置され荒廃した条件不利地等の森林の整備を進めるとともに、地域住民などが行う里山・平地林の整備を支援し、公益的機能の高い森林づくりを促進します。

(2) 県の取組

●主な取組

①希少高山植物群落保全事業【自然環境課】

地域の名を冠した日本固有種のシラネアオイをはじめとした高山植物をシカなどの食害から守るため、平成7年度から日光白根山弥陀ヶ池及び七色平に電気柵を設置しています。

現地において「シラネアオイを守る会」や県立尾瀬高等学校を中心に、種子採取や苗木の植付けに取り組んでおり、地元と一緒に植生復元に努めています。



②希少蝶類パトロール【文化財保護課】

県指定天然記念物ヒメギフチョウについて、渋川市赤城町地区では市・守る会・学校など地域が一体となって幼虫の食草、成虫の吸蜜植物等の保護活動及び環境整備事業に取り組んでいます。

また、県指定天然記念物ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲについて、嬭恋村では村とボランティア団体が協力して蝶（成虫・幼虫・卵）や吸蜜植物の保護活動に取り組んでいます。県はこれらの活動への参加者とともに保護活動を支援しています。

●その他の取組

①生物多様性の保全

- 自然環境保全地域等整備【自然環境課】
- 自然保護指導員の設置【自然環境課】
- 絶滅危惧動植物の保全対策【自然環境課】
- 種の保護条例の推進【自然環境課】
- 尾瀬山の鼻ビジターセンター運営【自然環境課】
- 尾瀬の適正利用推進【自然環境課】

②鳥獣害対策の推進

- 尾瀬シカ対策【自然環境課】
- 指定管理鳥獣捕獲等【自然環境課】
- 捕獲の担い手確保対策【自然環境課】
- 森林獣害防止対策【林政課】
- 農作物被害対策【技術支援課】
- 鳥獣被害対策【鳥獣被害対策支援センター】

③外来生物対策の推進

- 特定外来生物対策【自然環境課】
- コクチバス被害対策【蚕糸園芸課】

④生物多様性を保全するための基盤づくり

- 間伐等の促進【林政課】
- 森林病虫害等防止対策【林政課】
- 治山事業の推進【森林保全課】
- 保安林の適正な管理・保全・指定の推進【森林保全課】
- 県有林の管理整備【緑化推進課】
- 環境保全型農業の推進【技術支援課】
- 漁場環境対策の推進【蚕糸園芸課】
- 環境に配慮した河川改修（多自然川づくり）【河川課】

⑤里山・平地林・里の水辺の整備

- ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（荒廃した里山・平地林の整備）【林政課】
- 緑化推進【緑化推進課】
- 農業農村整備事業における環境との調和への配慮【農村整備課】
- 水辺の楽校【河川課】
- 城沼環境整備【河川課】
- 多々良沼・城沼における自然環境の再生・保全活動【河川課・都市計画課】

基本戦略3 生物多様性の持続可能な利用の推進

本県の生物多様性が危機に直面している要因に、私たちの暮らしや産業構造の変化があります。また、保全活動に携わる人材や資金不足などの課題に加え、地域によっては人口減少などの社会的な課題もあります。私たちは生物多様性との関わり方を社会全体で見直す必要に迫られています。

今後も県民が豊かな生活を享受するためには、これまで見過ごされてきた「地域の宝」としての生物多様性に着目する必要があります。県は「地域の宝」の発掘に協力し、利用方法を検討する取組を促進します。

さらに、生物多様性に過剰な負荷をかけず、保全に貢献する形で利用し、経済的メリットを生み出すことで保全を加速化させる「利用と保全の好循環」創出の仕組みづくりが必要となります。

県はこのような仕組みを「保全と利用の好循環ぐんまモデル」とし、リーディングプロジェクトを検討し、事例となる取組を行う主体に協力します。

(1) 施策の方向性

- 県内には3か所のラムサール条約湿地（尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群）があり、保全と持続可能な利用を進めることが求められています。国立・国定公園、県立公園（赤城、榛名、妙義）、県立森林公園は、その優れた自然環境を提供するとともに、自然とのふれあいの場として整備されています。それらの自然環境を保全しつつ、訪れた人の適正な利用が進むよう、利用環境の整備に取り組みます。
- 保全と持続可能な形での利用に向けて、身近な自然に利用の可能性があるか検討する必要があります。県は、「地域の宝」となる自然環境などの発掘に協力します。
- 生物多様性に過剰な負荷をかけず、保全に貢献する形で利用し、経済的メリットを生み出すことで保全を加速化させる仕組みを、「保全と利用の好循環ぐんまモデル」とします。今後、「保全と利用の好循環ぐんまモデル」の具体的な要件について検討した上で、リーディングプロジェクトの実施を検討します。
- 地域で活動している民間団体等の中には、人口減少などにより十分な取組が行えないものもあると思われます。民間団体等が行う地域資源を利用した取組に協力し、地域の魅力向上に取り組みます。
- 生物多様性の持続可能な形での利用の推進に向け、多様な主体の参考となるよう、県は県内外の事例の収集と発信を進めます。
- 保全と利用の好循環の観点から、県は山岳ガイドやエコツーリズムガイドの利用を促進するための情報発信を行います。（再掲）

(2) 県取組

● 主な取組

① 芳ヶ平湿地群ワイズユース促進【自然環境課】

ラムサール条約湿地「芳ヶ平湿地群」の有する貴重な自然の魅力を経験してもらい、その保全と賢明な利用を進めるため、ガイド育成をはじめとする環境学習のシステムづくりとアクセス歩道の再整備に取り組んでいます。



● その他の取組

① 生物多様性の持続可能な利用のための取組

- 自然公園等の管理整備（国立・国定公園、長距離自然歩道）【自然環境課】
- 県立公園の管理整備【自然環境課】
- 県立森林公園の管理整備【緑化推進課】
- 畜産堆肥利用の推進（耕畜連携推進流通支援事業）【畜産課】
- 中山間地域農業の持続的発展【農村整備課】
- 天敵類の活用による微小害虫防除技術の開発【農業技術センター】
- 桑葉等の生産と多用途利用促進【蚕糸技術センター】
- 魚類の繁殖と資源管理手法の研究【水産試験場】
- 環境・新エネルギーの開発支援【工業振興課】

② 地域資源を活かした観光地の魅力向上

- グリーン・ツーリズムの推進【農村整備課】
- 千客万来支援【観光物産課】
- ニューツーリズムの推進【観光物産課】
- 食や物産品・特産品の更なる掘り起こし・磨き上げ【観光物産課】
- 道の駅支援【道路整備課】
- 文化財の保護【文化財保護課】（再掲）
- 景観の保全と形成【道路管理課、都市計画課、建築課、住宅政策課】
- 環境に配慮した都市・地域づくり【都市計画課、建築課、住宅政策課】

●リーディングプロジェクトとして想定される取組事例●

「昔からあるありのままの風景」を楽しむ道（フットパス）

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなどのように地域に昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩くこと（foot）ができる小径（こみち）（path）」のことです。

その風景は、自然にできたものではなく、地域の人々の長年にわたる自然への働きかけ、風土に根ざした伝統的な生活スタイル及び土地への愛着などの結果として生み出され、維持・管理されてきたものです。

そのため、フットパス整備は、自らの暮らす地域において、多様に育まれてきた文化・歴史・産業・景観等の資源を、地域の魅力として再認識・調査することから始めます。その後、それらの魅力に最も触れることのできる小径を探し出し、ルートマップの作成や道標の整備を行います。

フットパス整備は、観光振興の側面だけでなく、地域を見つめ直してその良さに誇りを持ち、地域の課題に向き合うきっかけとなります。



白井宿（渋川市）

基本戦略4 生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備

自然環境や生態系は、複雑で絶えず変化し将来予測は難しいのが現状です。このような中、群馬県の生物多様性の現状に関する科学的な情報は、地域・調査時期・対象種が限定的であり全体の把握は難しい状況です。しかし、変化し続ける自然環境や生態系を把握し、適切かつ効率的な手法によるモニタリング調査を実施し、順応的に管理していくことが、生物多様性の保全と利用を進める上で有効です。

県は、既存の自然環境基礎情報の整理を行うとともに、適切かつ効率的なモニタリング手法を検討し、調査を実施することにより、生物多様性の現状把握に努めます。

また、生物多様性の基礎情報に関する利用のルールづくりの検討など、情報の適正な利用環境の整備に努めます。

(1) 施策の方向性

- 県内の自然環境に関する調査と情報収集を進め、優先的に保全を図る生態系の検討を行います。その中で、希少野生動植物種の保護や、県内に生息・生育する外来種のリストアップとその対策の検討を進めます。収集した情報は、自然史博物館やぐんま昆虫の森などの専門機関及び専門家などと協力して整理・蓄積を行い、生物多様性の普及啓発、情報発信及び調査研究などの活動に活かしていきます。
- 自然環境の順応的管理を進めていくために、継続した調査の実施や基礎的な情報の整理を進めます。生物多様性のモニタリング手法を検討し、多様な主体と連携しながらモニタリングを実施して、結果に基づいた施策の見直しを定期的に行います。
- 生物多様性の保全と利用を目的とした取組を有効に進めるために、生物多様性の基礎情報を適切に利用できるよう、公開情報の内容や手法について検討を行います。希少野生動植物種の情報は、特に留意して検討を進めます。
- 私たちは古くから地域の自然、多様な動植物資源を利用し、自然の恵みを得ながら暮らしてきました。生物多様性から恵みを受け続けるための基礎資料とするため、先人の知恵の収集に取り組みます。(再掲)
- 生態系には流域を単位とした広大なものから小さな池など、大小様々なスケールの生態系が形づくられており、それらが相互に作用し合っています。生物種や生態系の保護・保全に当たっては、特定の場所だけではなく、その周囲を含め、生息・生育環境全体での保全を意識した対策の実施を検討します。(再掲)

(2) 県取組

● 主な取組

① 良好な自然環境を有する地域学術調査【自然環境課】

県内の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎情報の収集を目的に、昭和49年から、大学教授や専門家などの学識経験者で構成される群馬県自然環境調査研究会に委託して、県内各地で調査を実施しています。



② 自然史調査【自然史博物館】

県内の自然環境、生物多様性の現状を把握することを目的に、1つの調査を3年間の計画で、県内の特定地域、特定の景観、特定の種群を対象に調査を実施しています。

● その他の取組

① 生物多様性に関する情報の蓄積

- 生物多様性に関する資料の保存と研究【文化振興課】
- 竹林の整備と里山環境の復元に関する調査研究【林業試験場】
- 文化財の保護【文化財保護課】(再掲)

② 情報の適正な利用環境の整備

- 環境サポートセンターの運営【環境政策課】(後掲)
- 環境ホームページ(ECOぐんま)の運用【環境政策課】(再掲)
- 絶滅危惧動植物の保全対策【自然環境課】(再掲)
- 種の保護条例の推進【自然環境課】(再掲)

基本戦略5 戦略を着実に推進させる仕組みづくり

生物多様性は多様な分野に関連します。保全と利用の好循環を生み出すためには、多様な分野（農林業関係、観光関係、教育関係、自然保護関係など）の多様な主体（県民、民間団体、事業者、専門家、市町村など）が知恵を出し合い、協力し合っていくことが望まれます。

県は、多様な分野・多様な主体の連携関係を構築する中心的役割を担う、生物多様性に関する組織の設置を検討します。

また、地域においては、地域の生物多様性の状況を共有し、目指す姿を話し合うことから始める必要があり、県はこうした取組に協力します。

県の各種事業における生物多様性への配慮を促進するため、庁内の関連部局の理解促進と連携強化に努めます。

（1）施策の方向性

- 県は、本戦略に基づく施策を着実に推進し、多様な分野・多様な主体との連携関係を構築するための中心的役割を担う組織の設置を検討します。
- 県で実施する事業のうち、生物多様性に関する事業は多岐にわたります。県は、事業における生物多様性への配慮を促進するため、庁内の関連部局において生物多様性に対する理解を一層深めるよう努めます。
- 地域によって人口や産業などの状況は大きく異なり、各市町村の状況に合わせた生物多様性に対する取組が期待されることから、県は、各市町村の生物多様性地域戦略の策定に協力します。
- 県内各地には、生物多様性に関係する主体が数多く存在しています。様々な主体の経験から学び合い、協力し合うことで、活動の活性化が期待されます。現在は生物多様性の保全と利用に取り組む主体に関する情報が散在しているため、ネットワーク構築を目指し、情報の集約・整理を行うことにより、連携や交流強化の基礎を整えます。
- 多様な主体との連携に関心のある民間団体や事業者に対して、交流機会を設けるなどの連携促進方法を検討します。
- 地域における取組に際しては、将来の人口予測を踏まえた上で、地域での生物多様性と人の関わり方という課題について議論が進められるよう協力します。
- 地域で活動している民間団体等の中には、人口減少などにより十分な取組が行えないものもあると思われます。民間団体等が行う地域資源を利用した取組に協力し、地域の魅力向上に取り組めます。（再掲）
- 生物多様性の持続可能な形での利用の推進に向け、多様な主体の参考となるよう、県は県内外の事例の収集と発信を進めます。（再掲）

(2) 県取組

● 主な取組

① 環境アドバイザー登録、支援、活躍【環境政策課】

環境アドバイザーは、群馬県環境アドバイザー連絡協議会において自然環境部会を設置するなど、県内各地で環境保全活動のけん引役として活躍しています。生物多様性への配慮を促進するため、登録者数を更に増やすとともに、アドバイザー同士の連携を図っていきます。

② 環境サポートセンターの運営【環境政策課】

環境サポートセンターは、環境学習の総合窓口として設置しており、ぐんま環境学校（エコカレッジ）やこどもエコクラブの運営、自然観察会などを含むイベント情報の発信、各種相談への対応等を行っています。また、多様な分野の各主体が協力し合えるよう、情報提供等による支援を行っています。



● その他の取組

① 生物多様性を担う団体の活動促進

- 市民活動の促進【県民生活課】
- NPO 法人等の運営基盤の強化【県民生活課】
- 団体が主催する自然観察会等への協力【自然環境課】
- 花と緑のクリーン作戦【都市計画課】
- 道路愛護団体への活動支援【道路管理課】

② 各団体の連携の促進

- 企業等と地域・学校の環境学習連携・協働【環境政策課】
- 環境ホームページ（ECO ぐんま）の運用【環境政策課】（再掲）
- 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの活動推進【環境エネルギー課】
- 森林ボランティア等推進【緑化推進課】（再掲）

第4章 各主体の役割と進行管理

第1節 各主体の役割

第2節 進行管理

第1節 各主体の役割

本戦略を着実に推進し、生物多様性の保全及び持続可能な形での利用を実現するためには、県だけではなく、事業者、県民、専門家等の各主体が、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

また、各主体がそれぞれに取り組むのではなく、目指すべき将来像を共有して、お互いに連携していくことが望まれます。

各主体に期待される役割は以下のとおりです。

1 県民

生物多様性は私たちの日常生活に密接に関わっています。

県民一人ひとりが、生物多様性に対する理解を深め、生物多様性に配慮した生活スタイルに変えていくことが期待されます。

さらに、生物多様性の保全や持続可能な形で利用する取組に参加・協力することが望まれます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 身近な生きものに関心を持ち、理解を深めます。
- 地域の自然環境を知り、これからどうなるとよいかを考えます。
- 希少野生動植物種を捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにします。
- 外来生物の被害予防のため、持ち込まない、放さないを徹底します。
- 生物多様性に配慮した商品やサービスを積極的に選択し、生物多様性への配慮に取り組む事業者・生産者を応援します。（例：エコマーク商品、FSC 認証商品、有機栽培農作物）
- 自然観察会やエコツアーなど、地域の自然にふれあう活動に参加します。
- 地域の伝統行事に参加し、先人が築いた、自然の恵みを活かした地域の文化を継承します。
- 省エネルギー・節電意識を持って行動するなど、温暖化防止に配慮した生活スタイルに取り組みます。
- 地域に当たり前にある自然環境などを見つめ直し、新しい魅力を発見して、「地域の宝」として大切にしていきます。

2 事業者・団体

(1) 事業者

事業者は、原材料調達や事業所における土地や水の利用、廃棄物の排出等、直接・間接的に何らかの生物多様性の恩恵を受け、生物多様性に影響を及ぼしています。

事業者は、事業活動と生物多様性との関係を理解するとともに、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を少なくすることが求められます。

地域の生物多様性保全や持続可能な形での利用について、社会貢献活動のような形で、積極的に取り組むことが期待されます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 調達、生産、流通、廃棄など、事業活動における生物多様性への影響を把握し、影響を小さくするよう努めます。
- 事業活動のための原材料や使用する製品などについて、地域で作られたものを優先的に利用することにより、省エネルギーに努め、地域経済に貢献します。
- 環境 GS 認定制度、ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを積極的に取得します。
- 土地を所有・管理する事業者は、周辺生態系の調和に配慮した緑化に努め、周辺地域の生きものに良好な環境を提供します。
- 生物多様性に配慮した製品・サービスの開発を行い、それらの普及に努めます。
- 従業員の生物多様性の保全や利用に関する活動への参加を推奨します。
- 生物多様性に配慮した社内の取組を積極的に外部に発信します。
- 地域の NPO 等民間団体が行う生物多様性保全などの活動に協力します。

(2) 農林漁業者

農林漁業者は、直接生物多様性の恩恵を受け、生物多様性に影響を与えています。生産活動における配慮により、地域の生物多様性保全に貢献することが期待されます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 調達、生産、流通、廃棄など、事業活動における生物多様性への影響を把握し、影響を小さくするよう努めます。
- 化学肥料・化学農薬の節減や有機農業、水田の冬期湛水など、環境保全型農業に取り組み、環境に配慮した農業生産に努めます。
- 利用間伐及び皆伐、再造林などを計画的に進めることにより、持続可能な林業経営に努めます。
- グリーン・ツーリズムや森林ツーリズムなどの実施を通じ、農林漁業における取組を多くの消費者に知ってもらう活動に取り組みます。
- 農林漁業における生物多様性保全活動に、企業等の支援を受けつつ取り組みます。

(3) NPO等の民間団体

NPO等の民間団体の多くは、地域特性に応じた生物多様性の保全や持続可能な形での利用の取組における中核的役割が期待されます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 環境学習や保全活動など、地域に応じた活動を継続して行います。
- 「地域の宝」となる自然環境などの発掘とその持続可能な形での利用方法について、積極的に議論に参加します。
- 地域特性に応じた活動の実績を活かし、県民、事業者、行政に対して提言を行い、生物多様性に関する取組を支援します。
- 地域の生物多様性保全活動に携わる人材を育成します。
- 地域の自然環境、野生動植物に関する情報収集に協力します。

3 教育機関等

(1) 教育機関

次世代を担う若者の生物多様性に対する理解を深めるためには、教育機関における取組が重要と考えられます。

小中学校などの教育機関においては、地域の自然を体験し、生物多様性への理解を深めるような学習機会の提供が期待されます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 生物多様性との関係を明確にして、授業を進めます。
- 研究機関や NPO 等の民間団体と連携して、地域の生物多様性に対する理解を深めるような活動を実施します。
- 「地域の宝」探しや地域の自然と人との関係を学び、将来の姿について考える機会を提供します。

(2) 研究機関

大学、博物館、試験場などの研究機関においては、生物多様性の保全と利用に関する基礎研究の蓄積と、蓄積された情報や研究成果などを活かし、専門的な知見から、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組に関して支援を行うことが期待されます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 地域の自然環境や生物多様性及びその保全に関する調査・研究を実施します。
- 調査・研究で得られた成果を、報告会、講演会、講座、企画展・特別展等の教育普及事業により発信します。
- 自然環境や生物多様性の調査研究を担う次世代を育成します。
- 自然環境や生物多様性の調査研究について、支援します。

4 行政

(1) 市町村

市町村は、地域の生物多様性の保全と持続的な形での利用に向けた取組の推進役となることが期待されます。

地域の自然や社会的な特徴を把握していることから、地域に合わせて各主体が行う取組の方向性を提示することなどが考えられます。

主な取組の例は以下のとおりです。

- 単独又は複数市町村が共同で生物多様性地域戦略を策定し、地域の特性に合った生物多様性に関する施策展開を行います。
- 各種計画の策定に際しては、自然環境の保全や外来生物対策など生物多様性に配慮した内容とします。
- 生物多様性に関する施策については、関連部局の連携を強化して進めていきます。
- 地域の自然環境については、エコパークやジオパークなどの登録を検討します。
- 公共事業の実施に当たっては、生物多様性に配慮して計画し、自然環境に影響の少ない工法を採用します。
- 自然とのふれあいや学習活動などを通じて、地域住民の生物多様性に対する理解を促進します。
- 県民、事業者、NPO等の民間団体が取り組む生物多様性に関する活動を促進するため、情報提供等を通じた支援を行います。

(2) 県

県は、この戦略に掲げた理念の実現に向けて、様々な主体と連携して、取組を着実に推進します。

また、率先して生物多様性の保全と持続可能な形での利用に取り組み、庁内の関連部局や市町村等と情報共有を図り、進捗状況を管理して、本戦略の推進主体としての役割を果たしていきます。

第2節 進行管理

1 進行管理

本戦略の推進に当たっては、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（対処））を踏まえて、事業の進行管理を行います。

実施状況は、庁内の関連部局に対する取組調査などで点検・評価し、その結果は、県ホームページなどを通じて広く県民に公表することとします。

なお、本戦略は、「第15次群馬県総合計画」や「群馬県環境基本計画 2016-2019」の見直しを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

【戦略の進行管理に係る PDCA サイクル】



2 参考指標

本戦略における主な参考指標は次のとおりです。

【主な参考指標】

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
森林公園利用者数 ^①	千人/年	H26	483	H31	540
森林環境教育参加者数 ^①	人/年	H26	6,530	H30	7,000
森林環境教育指導者数 (活動登録者) ^①	人	H26	38	H30	138
森林ボランティア団体会員数 ^①	人	H26	4,968	H31	5,500
エコファーマー認定者数 (延べ人数) ^①	人	H26	4,524	H31	5,520
尾瀬学校等による 自然環境学習の実施率 ^①	%	H27	54.4	H31	100.0
ふるさと(地域の歴史・伝統 や文化・自然等)のよさを活 かした特色ある教育活動を している小・中学校の割合 ^②	%	H25	小 96.9 中 80.5	H30	小 100.0 中 100.0
住んでいる地域の歴史や 自然について関心がある 小・中学生の割合 ^②	%	H25	小6 66.3 中3 41.0	H30	小6 80.0 中3 80.0
野生鳥獣による農作物被害額 ^③	千円	H27	370,405 ^③	H31	250,000
ニホンジカの推定生息頭数 ^④	頭	H27	32,220	H31	22,700

①：「群馬県環境基本計画 2016－2019」（計画期間は平成 28 年度から平成 31 年度）

②：「第 2 期群馬県教育振興基本計画」（計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度）

③：平成 27 年度被害状況調査結果

④：「群馬県ニホンジカ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第四期計画）」
（計画期間は平成 27 年 5 月 29 日から平成 32 年 3 月 31 日）